

子育て支援員研修事業について

1 趣旨

- 子ども・子育て支援新制度において実施された小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童健全育成、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要となっています。
- このため、平成27年度から、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関する必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図るものです。

2 子育て支援員

- 「子育て支援員」は、国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の事業等に従事するうえで必要な知識や技術等を修得したと認められる者です。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定し、認定を受けた者は「子育て支援員」として全国で通用します。

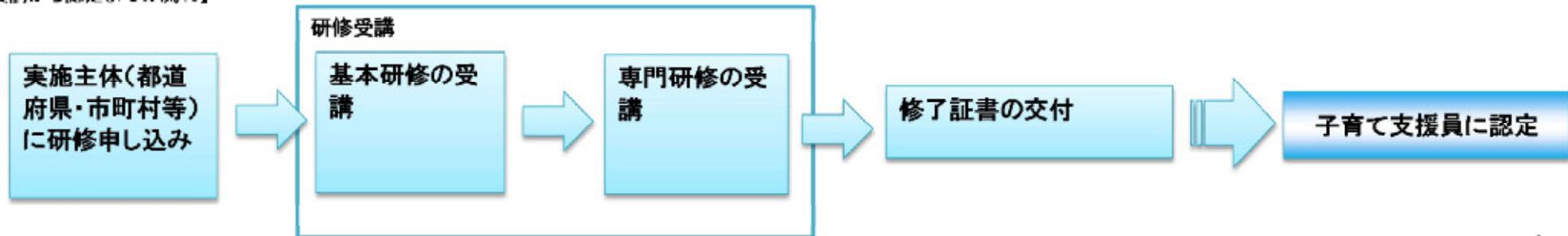
3 実施主体

- 実施主体は、都道府県又は市町村等の指定した研修事業者としていますが、子育て支援員研修事業を適切に実施できると認める指定保育士養成施設や社会福祉協議会、民間団体に委託することができます。
- なお、放課後児童健全育成事業について、この事業に従事する者の資格研修の実施主体が都道府県となっているため、この研修との兼ね合いから、子育て支援員研修においても都道府県が実施主体（委託可）となっています。

4 研修の対象者

- 育児経験や就業経験など多様な経験を有し、地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、規定の子育て支援分野の事業等の職務に従事することを希望する者及び現に従事する者です。
- 地域型保育事業、一時預かり事業に従事する者のうち保育士以外の従事者や保育補助者は、一定の研修の修了が従事要件となっており、この子育て支援員研修を適用することができます。

【研修受講から認定までの流れ】



5 研修の実施方法及び内容

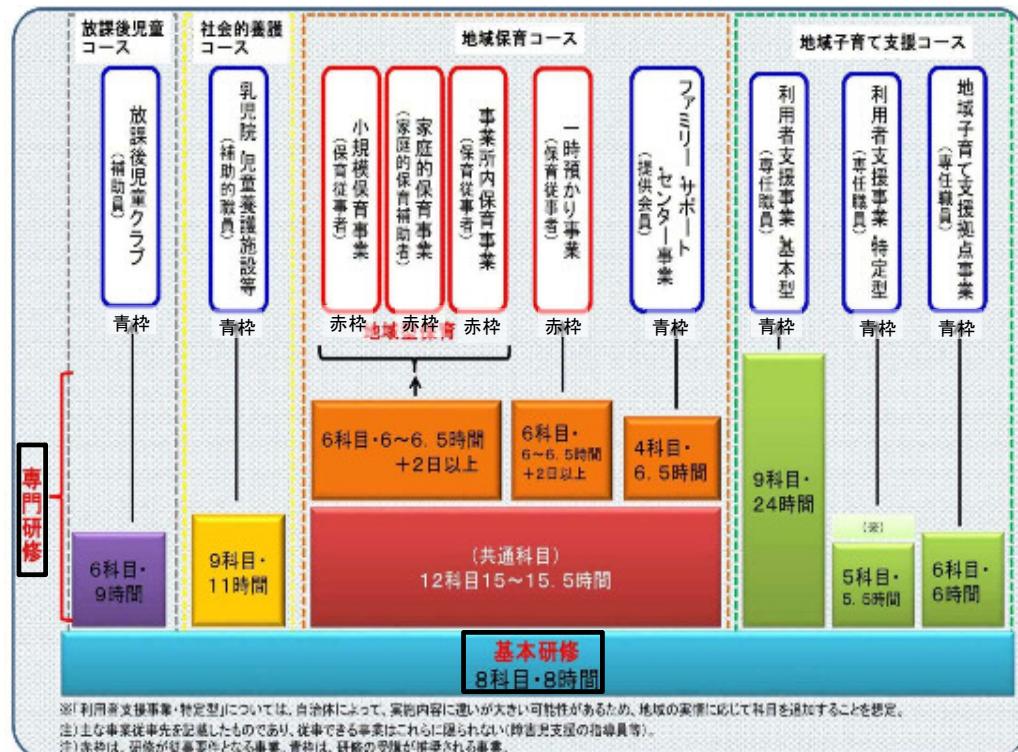
- 研修日程は受講者が受講しやすいよう、時期・回数等、配慮して設定します。
- 研修は、基本研修及び専門研修からなり、内容はそれぞれ国に定めるとおり原則実施します。
 - ・ 基本研修
8科目
 - ・ 専門研修

地域型保育コースにおいては、共通科目として12科目、さらに選択科目で4から6科目を受講

6 事業実施に向けた検討状況

- 子育て支援員研修事業の実施主体は都道府県又は市町村等であるため、実施の方針について、神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市、川崎市（県・政令・中核市）で協議を進めてきました。
- 今後の県・政令・中核市との共同実施に向けて、事業の円滑な運用や子育て支援員の資質の確保のため、募集時期や会場、運用会議の設置など、調整を進めているところです。

【子育て支援員研修体系図】



7 事業の位置づけ

- 子育て支援員研修事業は、新制度において新たに事業化されたものであるため、子ども・子育て支援法に基づく「子どもの未来応援プラン」に位置づけていない事業ですが、子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の担い手となる地域人材の確保、地域における子ども・子育て支援の質の確保を図るものです。
- 子ども・子育て支援法の「市町村子ども・子育て支援事業計画」である「子どもの未来応援プラン」は、子ども・子育て家庭を社会全体で支援していくための環境づくりを推進するとともに、全ての子どもに良質な成育環境を保障していくことを目的としています。
- 子育て支援員研修に関する取組は、「子どもの未来応援プラン」における取組と密接に関係してくることから、地域の子ども・子育て支援に関する施策・事業について審議を行う「子ども・子育て支援推進部会」において主に審議を行うものとします。